

自動車利用適正化部会の報告

1 議 題

- (1) 令和 7 度早池峰地域自動車利用適正化対策実施結果について
→ 資料 2 - 1
- (2) 令和 8 度早池峰地域自動車利用適正化対策実施計画（案）について
→ 資料 2 - 2
- (3) その他
→ 資料 2 - 3

2 主な質疑、意見交換内容

- (1) 令和 7 度早池峰地域自動車利用適正化対策実施結果について
資料 2 - 1 により、交通規制の実施状況、早池峰シャトルバスの運行状況、キャンペーン実施結果及び路上駐車対策について報告。
〔質疑、意見交換等〕
 - ・ シャトルバス利用人数が減った要因として、団体予約が令和 6 年度と比べて減った。今年度は岩手山が登れなかったため、早池峰も含めて周遊しようとする県外からの団体客が他の県に行ったものと思われる。
 - ・ 河原の坊周辺の路上駐車について、駅発着の環境保全バスの運転手から 9 月中はいつも混んでいて通りにくいと聞いている。
 - ・ 自然公園保護管理員から、誘導対応に追われているので何とかしてほしいという要望をいつももらっている。
- (2) 令和 8 度早池峰地域自動車利用適正化対策実施計画（案）について
資料 2 - 2 により、令和 7 年度の交通規制の実施、シャトルバスの運行、キャンペーンの実施、路上駐車対策について説明。
〔質疑、意見交換〕
 - ・ 駐車場の誘導員の人件費が高騰して 3 市で負担金を増額したが、県からは同意を得られなかったので協力をお願いしたい。
 - ・ シャトルバスについては、天候が悪いと収入がないためバス運行はファミリー観光しか受けてもらえない状況。
- (3) その他
 - 1) シャトルバス運行期間延長に係る検討について意見交換。
〔質疑、意見交換〕
 - ・ 花巻市内で乗り合いタクシー（バス）を運行しているが、ライドシェアまではハードルが高い。
 - ・ 県、3 市とも運行期間延長に伴う負担金増については、予算確保が難しい。
 - ・ バス延長は難しいので、駐車場の充実を検討すべきではないか。
 - ・ 河原の坊駐車場は、花巻市が森林管理署から土地を借りている。白線が狭いと言われているが、引き直して広げるとますます台数が入らない。
 - ・ 紅葉シーズン前までのバスの延長について、8～9 月は学生の大会や修学旅行で忙しい。
 - ・ 8 月のシャトルバスは実は赤字になっている。7 月の 3 連休がシャトルバス需要のピーク。
 - 2) その他（バス期間延長以外）
 - ・ 道路にササが出ている、路肩が欠損している箇所があるので、パトロールで見てもらって対応してほしい。

3 今後の対応

自動車利用の適正化に関して、路上駐車の実況把握に努めるとともに、交通規制期間の延長や駐車場の整備等、どの様な対策ができるのか引続き検討を継続していきます。

令和 7 年度早池峰地域自動車利用適正化対策実施結果について

1 交通規制の実施

(1) 実施期間及び時間

ア 期間：令和 7 年 6 月 8 日（日）（6 月第 2 日曜日）から令和 7 年 8 月 3 日（日）（8 月第 1 日曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日 計 18 日間

イ 時間：普通車⇒午前 5 時から午後 1 時まで、大型車・特定中型車⇒午前 5 時から午後 5 時まで（※路線バス、シャトルバス、タクシー、ハイヤー、二輪車、許可車両を除く）

(2) 実施区間

主要地方道紫波江繋線（花巻市大迫町内川目岳地内から宮古市江繋地内までの約 16 k m）

2 早池峰登山シャトルバスの運行

(1) 運行期間

交通規制実施期間に同じ

(2) 運行区間

岳駐車場～峰南荘～河原の坊～小田越～荒川（～江繋）

(3) 運行体制

ア バス運行：（有）ファミリー観光岩手、ファミリー観光（株）、日本高速運輸（株）

イ 運行補助：現地での運行補助（乗車案内等）は、早池峰国定公園地域協議会の担当者（花巻市）及び業務委託先のシルバー人材センターからの派遣者が対応

(4) シャトルバス利用状況

登山者数（5 月～10 月）とシャトルバス利用者数（単位：人）

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
登山者	14,059	9,349	10,228	11,882	12,626	14,393	14,479
バス利用者	3,717	—	—	2,946	3,080	4,411	4,131

早池峰国定公園地域協議会調べ

※R 2、3 はシャトルバスの運行なし

3 交通規制・早池峰登山シャトルバス運行の周知

- (1) チラシ、ポスター、新聞広告、ホームページ等による広報を実施
- (2) バス会社・旅行代理店・観光施設・山岳会等へのチラシを事前配布
- (3) 規制予告板、通行止め看板及び駐車場案内看板を設置
- (4) 主要地点への交通規制周知看板を設置
- (5) 河原の坊登山道の通行禁止についてもチラシ、ホームページにより周知

4 各駐車場への交通誘導員の配置及び誘導案内の掲示

- (1) 規制区間の起終点及び駐車場（岳駐車場、峰南荘前、江繋、荒川口）に誘導員を配置
- (2) 河原の坊登山口付近の県道路肩に「小田越登山口方面に駐車場なし」、駐車場入口付近に「駐車場入口」の仮設案内（遵守事項を明記）を掲示

【参考：周辺駐車場の状況】

岳周辺駐車場（岳：普通車 94 台、岳公園広場：普通車 25 台、峰南荘前：大型車 12 台）

河原の坊駐車場（河原の坊総合休憩所前：普通車 48 台）

江繋駐車場（江繋シャトルバス停留所：普通車 10 台、大型車 10 台）

5 早池峰クリーン&グリーンキャンペーン

車両交通規制の実施日において、早池峰保全協議会構成機関及び県グリーンボランティアとの官民協働により、現地の交通規制に係る周知やマナー啓発等の活動を実施。

シャトルバス運行期間中のボランティア活動人数（延べ人数 単位：人）

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
人 数	181	11	19	109	125	138	160

資料提供早池峰ボランティアの会

※R 2、3はコロナ禍により協議会主催のキャンペーンは中止

6 路上等駐車対策

- (1) キャンペーンの一環として、河原の坊周辺の路上駐車の状態の確認を行った。必要に応じて指導、誘導を行う予定であったが、当日は登山者が少なく、路上駐車は確認されなかった。

日時：令和7年10月13日（月・祝）7時から11時30分

（当初9月13日（土）としていたが降雨のため延期）

場所：河原の坊駐車場付近

参加者：県南広域振興局保健福祉環境部

結果：調査日は3連休の3日目であったが、駐車場の8～9割程度が埋まっている状態で路上駐車は発生しなかった。（曇り時々霧雨）

- (2) 交通規制終了後の休日には、河原の坊駐車場に駐車できない車が路上にあふれ、自然公園保護管理員やグリーンボランティアが車両の誘導・整理を行うケースもあった。

路上駐車車両が多い日には河原の防駐車場から2km先の「うすゆき山荘」まで続いた。

令和 8 年度早池峰地域自動車利用適正化対策実施計画（案）について

1 実施内容

(1) 車両交通規制の実施

ア 期間

令和 8 年 6 月 14 日（日）（第 2 日曜日）から令和 8 年 8 月 2 日（日）（第 1 日曜日）までの土曜、日曜及び祝日計 16 日間

イ 区間

主要地方道 県道 25 号紫波江繋線

（花巻市大迫町内川目岳地内から宮古市江繋地内まで約 16km）

ウ 時間

普通車 午前 5 時から午後 1 時まで

大型車・特定中型車 午前 5 時から午後 5 時まで

※路線バス、シャトルバス、タクシー、ハイヤー、二輪車、許可車両を除く。

(2) 早池峰登山シャトルバスの運行

ア 運行期間

交通規制実施期間と同期間

イ 運行区間

岳駐車場～河原の坊～小田越～荒川（～江繋）

ウ 運行体制

バス事業者と調整中

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、シャトルバスの運行を休止する場合もある。

2 適正化対策への対応

(1) 車両交通規制並びに早池峰登山シャトルバス運行に関する周知

ア チラシ、ポスター、新聞広告、ホームページ等による広報を実施。

イ バス会社・旅行代理店・観光施設・山岳会等へのチラシを事前配布。

ウ 規制予告板、通行止め看板及び駐車場案内看板を設置。

エ 主要地点への交通規制周知看板を設置。

オ 河原の坊登山道の通行禁止についてもチラシ、ホームページにより周知。

(2) 各駐車場への交通誘導員等の配置

ア 規制区間の起終点（岳駐車場、峰南荘前、江繋、荒川口）に誘導員を配置。

イ 河原の坊登山口付近に「小田越登山口方面に駐車場なし」の仮設案内を設置。

ウ 河原の坊駐車場入口付近に「駐車場入口」の仮設案内（遵守事項を明記）を設置。

【周辺駐車場の状況】

- ・ 岳周辺駐車場（岳：普通車 94 台、岳公園広場：普通車 25 台、峰南荘前：大型車 12 台）
- ・ 河原の坊駐車場（河原の坊総合休憩所前：普通車 48 台、シーズンの日中は常に混雑）
- ・ 江繋駐車場（江繋シャトルバス停留所：普通車 10 台、大型車 10 台）

(3) 早池峰クリーン&グリーンキャンペーンの実施について

車両交通規制の期間に合わせて協議会関係機関及び県グリーンボランティアとの協働により、現地での交通規制の周知や問合せに対応しマナー啓発等の活動を実施する他、移入種駆除、盗採防止パトロール等も併せて実施する。

(4) 路上等駐車対策の実施について

ア 関係各署と車両駐車及び放置の状況を確認すると共に、その課題を共有し改善策等の検討の機会を設け、自動車利用に伴う問題解決に取り組む。

イ 登山者のマナー向上のための活動として、自然公園保護管理員等の現場からの報告を基に、公園管理者等の協力により、小田越登山口周辺の道路上及び公園地内での車両駐車及び放置の低減に向けた案内表示、並びにマナー啓発のチラシの配布等に取り組む。

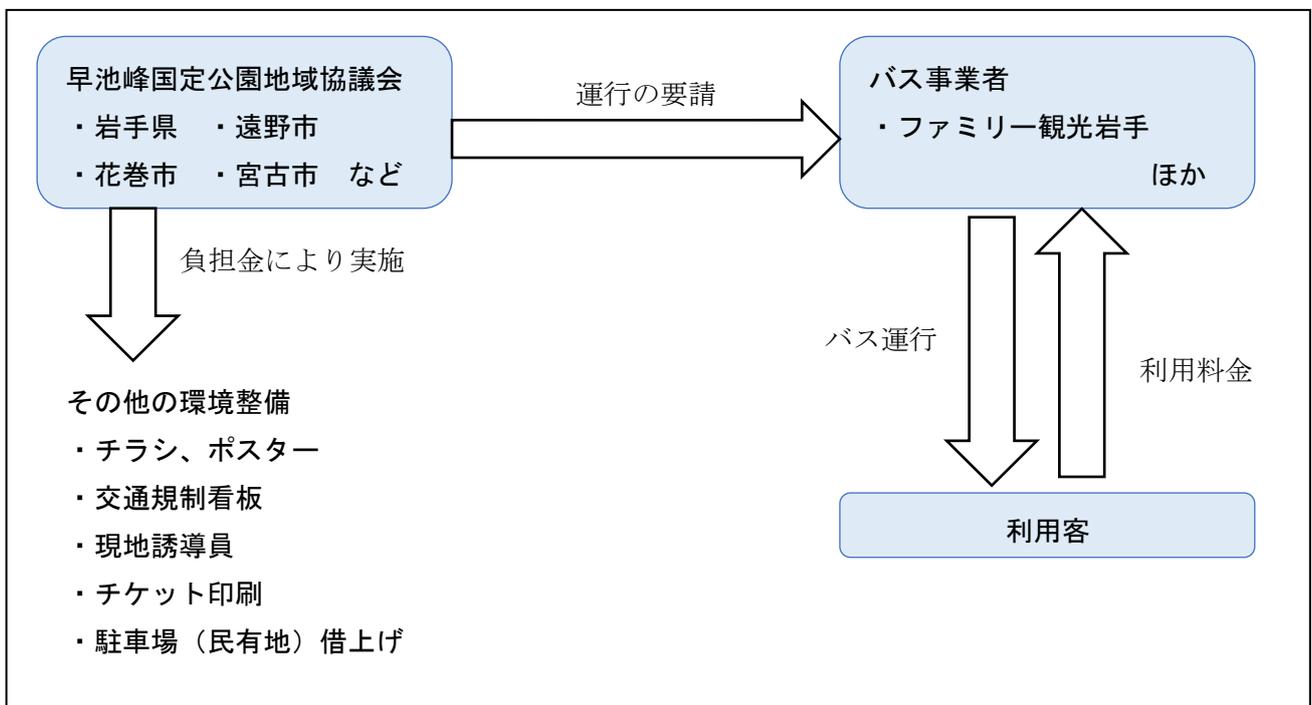
シャトルバス運行期間延長に係る検討について

1 背景

- ・ 近年、交通規制期間外の休日に路上駐車による渋滞が発生。
- ・ 交通規制の期間延長と併せて、シャトルバス運行期間の延長について検討が必要。
- ・ バス事業者は、紅葉シーズンは繁忙期で車両・人員の手配が難しい。
- ・ 昨年度の当部会で、「自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）」や「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」で対応できないかという意見が出た。

2 現状のシャトルバス運行体制

- ・ 運行期間：6月第2日曜日から8月第1日曜日の土日祝日



3 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）

(1) 制度概要

- ・ 本来は、旅客を運送するためには道路運送法の許可が必要。（バス・タクシー業者）
- ・ 既存のバス・タクシー業者によるサービスの提供が困難（交通空白地、福祉）な場合に、地域の関係者の協議を経たうえで運輸支局の登録を受けることで、有償で旅客を運送できる。

(2) 自家用有償旅客運送の実施主体

- ・ 市町村やNPO法人など。
- ・ 複数市町村にまたがる路線の場合、メインになる市町村が登録を受ける。
- ・ 既存の早池峰国定公園地域協議会では、法人格を持たないので難しい。

(3) 必要な手続き

- ・ 地域における関係者の協議が必要。
- ・ 参集すべき関係者は、市町村長又は都道府県知事、バス・タクシー事業者、住民又は旅客、運輸支局長、バス・タクシーの運転者が組織する団体、道路管理者、都道府県警察、学識経験者等

- ・ 関係者の協議を経て登録申請。
- (4) 登録の要件（設備要件、人的要件）
 - ・ 市町村等が使用権限を有している自家用自動車が必要。レンタカーは不可。
 - ・ 運行管理の責任者の選任が必要。責任者になるためには運行管理者の資格が必要。（委託も可）
 - ・ ドライバーは「2種免許」又は「1種免許+講習会の受講」が必要。講習会は岩手県内4カ所の自動車学校で受けられる。
- (5) 料金について
 - ・ 燃料費や人件費等の実費の範囲であること。
 - ・ 営利を目的とする金額は不可。
 - ・ 現行のシャトルバスは営利を目的として運行しているが、それと同じ料金で運行すれば営利を目的とする金額とみなされる。
- (6) 課題
 - ・ 車両、運行管理の有資格者、ドライバーの確保
 - ・ 料金の設定

4 道路運送法の許可又は登録を要しない運送

- (1) 概要
 - ・ 無償運送は道路運送法の許可・登録などの手続きなしで行える。
 - ・ 実費の請求・支払いは「無償」に含まれる。
- (2) 実費とみなせる範囲について
 - ・ 燃料代、保険料、レンタカー代は実費に含まれる。
 - ・ 人件費（ドライバー、誘導員）、チケット印刷代、民有地（駐車場）借上げは実費に含めることはできない。
- (3) 課題
 - ・ 車両、ドライバーの確保
 - ・ 料金の設定
 - ・ 実費に含まれない費用の負担方法

5 紅葉シーズン前までの期間延長

- (1) 課題
 - ・ バス事業者として対応可能か
 - ・ 交通誘導員、駐車場借上げ等の費用の負担方法
(令和9年度見込み単価での試算では、1日当たり78,000円)